

○ 西いぶり広域連合監査委員条例

平成12年3月28日

条 例 第 5 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(常勤の監査委員)

第2条 法第196条第4項の規定により、識見を有する者のうちから選任する監査委員は、これを常勤とする。

(出納検査の期日)

第3条 法第235条の2第1項の出納検査は、毎月26日とする。ただし、検査の期日が休日に当たるとき、又はやむを得ない理由により当日検査を実施できないときは、変更することができる。

(事務局の設置)

第4条 監査委員に事務局を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については監査委員が広域連合長に協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。